

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める  
条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第五号

### 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基

#### 準を定める条例

##### (趣旨)

第一条 この条例は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」とい  
う。）第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センター（法第五条第二十六項に  
規定する施設をいい、以下「センター」という。）の設備及び運営に関する基準を定め  
るものとする。

##### (基本方針)

第二条 センターは、障害福祉サービス事業者（法第五条第一項に規定する事業を行う者  
をいう。）及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者並びに市町その他の関  
係者と連携して、利用者（センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）  
が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又  
は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の便宜の供与（以下「センターのサ  
ービス」という。）を適切かつ効果的に行わなければならない。

2 センターは、利用者又は利用者である障害児の保護者（以下「利用者等」という。）  
の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなけ  
ればならない。

3 センターの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修  
の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

##### (職員の配置の基準)

第三条 センターには、次の各号に定める職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職  
員を置かなければならない。

- 一 施設長 一
  - 二 指導員（利用者に直接センターのサービスを行う者をいう。） 二以上
- 2 施設長は、センターの管理に支障がない場合は、当該センターの他の職務に従事し、  
又は他の社会福祉施設等の職務に従事することができるものとする。
- 3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、センターを適切に運営する

能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第四条 センターの設置者は、センターにおける主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 前項の規定により従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(規模)

第五条 センターの施設並びに設備及び備品(以下「設備等」という。)は、十人以上の人員が利用できるものでなければならない。

2 前条第一項の規定により従たる事業所を設置する場合には、前項の規定にかかわらず、主たる事業所及び従たる事業所のそれぞれの施設及び設備等は六人以上の人員が利用できるものでなければならない。

(設備の基準)

第六条 センターは、当該センターの用に供する専用の設備として次に掲げるものを設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該センターの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、当該設備の一部を設けず、又は当該センターの専用のもとなしなことができる。

一 創作的活動又は生産活動及び社会との交流を行うために必要な設備等を備えた場所  
二 利用者の特性に応じた便所

(非常災害対策)

第七条 センターの設置者は、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者及び職員に周知しなければならない。

2 センターの設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第八条 センターの設置者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 センターの設置者は、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(運営規程)

第九条 センターの設置者は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項について、運営規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策に関する事項
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第十条 センターは、前条の運営規程において定めた利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十一条 センターの設置者が利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、利用者等に対し、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由を記載した書面によつて説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第十二条 センターの設置者は、生産活動の機会の提供に当たつては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 センターの設置者は、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が当該利用者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第十三条 センターの設置者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

らない。

(サービスの提供等の記録)

第十四条 センターの設置者は、当該センターにおいてサービスを提供したときは、当該サービスの提供を受けた利用者、提供した日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 センターの設置者は、職員、設備、備品、会計その他知事が別に定める事項の記録を整備しなければならない。

3 センターの設置者は、次の各号の記録を当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

- 一 第一項の規定による記録 当該記録に係るサービスを提供した日
- 二 第十六条第二項及び第十七条第二項の規定による記録 当該記録に係る処理が終了した日

(秘密保持等)

第十五条 センターの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 センターの設置者は、当該センターの職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十六条 センターの設置者は、提供したサービスに関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 センターの設置者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 センターの設置者は、第一項の苦情について県又は市町の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 センターの設置者は、県又は市町から前項の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

5 センターの設置者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十五条第一項又は第二項の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに誠意をもって対応し、苦情の解決に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第十七条 センターの設置者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、県、当該事故のあったセンターが所在する市町、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。

2 センターの設置者は、前項の事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、記録しなければならない。

3 第一項の事故による損害のうちセンターの設置者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(規則への委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、センターの設備及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。